

石山・芸術の森地域 石山部会 ニュース

石山・芸術の森地域では、平成 26 年度に「石山・芸術の森地域学校規模適正化検討委員会」を設置し、地域の 4 小学校を対象に学校規模適正化についての検討を進めてきました。平成 27 年度からは「石山部会（石山小学校・石山南小学校）」と「芸術の森部会（常盤小学校・石山東小学校）」に分かれ、より具体的な検討を進めています。

～このニュースはまちづくりセンターや児童会館、学校でも配布しています～

第 14 回石山部会 について

平成 29 年 12 月 19 日（火曜日）午前 10 時から、石山南小学校で第 14 回石山部会を開催し、通学安全や石山南小学校の跡活用について検討を行いました。

地域の皆さまから 寄せられた意見(報告)

10 月に開催した第 13 回石山部会以降、地域の皆さまから事務局に 1 件のご意見が寄せられており、その報告がありました。

- 公園ではボール遊びが禁止されており、放課後や休日には石山南小のグラウンドで子どもや親子が遊ぶ姿をよく見る。民間売却の話もあるが、地域の方が今後もグラウンドを使用できることを望む。校舎については地域に高齢者も多いため、福祉施設にしてはどうか。
- 開放図書館に関する意見を前回のニュースで見た。現在、職員室のインターフォンで教職員等が利用者の確認をしているが、その後の行動や行き先は確認できないと思う。開放図書館にインターフォンを設置できれば、その後、利用者が図書館に来たことを確実に確認できると思う。何か対策はできないか。（平成 29 年 11 月 電話）
（事務局回答）
職員室から図書館へ連絡するなど、体制・運営面での改善が考えられるかと思えます。新設校の校長先生が決まりましたら、ご意見をお伝えいたします。

新設校の通学安全 について

石山小学校と石山南小学校の校長から、新設校（石山緑小学校）の通学路について報告がありました。

◆石山小学校と 石山南小学校 校長から（報告）

- 通学路の危険箇所に関して警察へ要望書を提出する予定のため、事前に警察を訪問し、要望が実現する可能性や通学安全の対策案等の意見を伺った。
- 三差路（石山 1 条 5 丁目付近）にある信号の歩車分離を要望予定であったが、交通渋滞の発生が強く懸念されることがわかった。
- また、三差路にある横断歩道の青信号の点灯時間は、他の横断歩道に比べ、長く設定されていることも判明した。
- 登校時間は見守りを行うことで安全確保ができるが、下校時間の対応が難しい状況である。

- 以上から、部会で意見のあった国道の電光掲示板を使った注意喚起の案も含め、警察に以下の内容の要望書を提出する。また、石山2条7丁目付近の変形交差点も危険箇所として警察へ配慮をお願いする。

< 両小学校長と両 PTA 会長から警察へ提出する要望内容 >

- ・ 三差路の横断歩道（国道側）について、低学年の下校時間帯は青信号の点灯時間を最大限延長してほしい
- ・ 児童が通学する時間帯は、国道に設置されている電光掲示板※に通学安全に関する注意喚起を表示してほしい

※ 国道 230 号線沿いの石山 1 条 4 丁目付近と石山 1 条 7 丁目付近に設置

◆通学危険箇所の 地図について

事務局から、以下のとおり、資料の説明がありました。

- 前回提示した通学時の危険箇所に関する地図について、部会の皆さんからいただいた意見を基に修正を行った。

◆委員からの質問・ 意見

- 石山小学校区にある石山 2 条 3 丁目付近の変形交差点も石山南小学校区の変形交差点（石山 2 条 7 丁目付近）と同様に危険である。
- 三差路付近にある、民間施設の駐車場周辺も安全確保が必要と考えており、学校や PTA で当該民間施設に一度相談したい。
- 学校の統合により校区が広がるが、子どもたちは現在の自分の校区以外の危険箇所を知らない。そのため、現在両小学校で危険箇所とされている場所は、今後も見守りや指導をしていく必要がある。
- 新しい通学路が決まった際には、その周知をするとともに、実際に通行する方や近隣の方へ改めて注意喚起等はできないか。
- 警察への要望を後押しするために、部会からも同様の内容で要望書を提出する。

災害時の避難 について

危機管理対策室危機管理対策部から、説明がありました。

■ 避難について

- ・ 避難とは、避難所に行くことだけでなく「災害から命を守るための行動」を指す。自宅に重大な損傷等がない場合はとどまって安全を確保する方が望ましい。
- ・ 日ごろから家具の転倒防止対策や食料等の備蓄をお願いしたい。
- ・ 災害時は避難所に「在宅被災者名簿」を備えており、そこに登録することで自宅にいても物資の支援を受けることができる。
- ・ 地域の皆さんの申し出があり、かつ一定の基準を満たした場合は札幌市でその町内会館などを地域の避難所として指定した上で、災害時用の寝袋や毛布を提供することも可能である。

■ 石山地区の災害リスクについて

- ・浸水被害：一部の地域で洪水による浸水被害が想定される。
- ・震度予想：石山地区は地震を起こす可能性のある断層から離れていることや地盤が強固であることから、震度6強が一部の地域で想定されるものの、震度6弱の揺れを想定している地域が広く分布している。
- ・建物倒壊率：5%未満と想定される。
- ・土砂災害：一部の地域が土砂災害警戒区域に指定されている。
- ・石山南小学校が使用できなくなった場合でも、基幹避難所である石山中学校と石山緑小学校で避難者は収容可能と想定している。

◆ 委員からの質問・意見

- 地域では「万が一」を考えて訓練等を実施している。石山地区には現在8箇所の避難場所があるが、学校統合や施設の複合化により5箇所になる。そういった地域の不安を理解してほしい。
- 基幹避難所が3箇所から2箇所になっても問題ないとの発言があったが、根拠が提示されなければ納得できない。

(危機管理対策室回答)

札幌市で地震が発生した際は石山地区では約550人、土砂災害が発生した際も同じく約550人の避難者数を想定しています。石山緑小学校の体育館では約500人、石山中学校の体育館で約700人、合計1,200人の受け入れができることから、避難者を収容できると想定しています。

- 予測できないような災害が相次いでいる。想定より避難者が多い場合も含め、説明がほしかった。

今後の検討について

事務局とまちづくり政策局都市計画部から、説明がありました。

■ 今後の検討事項

○ 通学安全

現在部会で検討中。通学危険箇所をまとめた資料を新設校の校長に引き継ぐほか、学校等から警察に要望書を提出する。

○ 石山南小学校の跡地・跡施設の活用

・2～3月に民間事業者への聞き取り調査(サウンディング型市場調査)※を実施する。その結果を基に、部会で地域としてのご意見をお聞きした上で、跡活用の方針案を策定し、順調に進めば、秋以降に民間事業者の公募を行う予定である。

■ 平成30年のスケジュール(最短の場合)

3月 第15回石山部会を開催

- ・売却条件(地域貢献活動等)の検討(1回目)
- ・今後のスケジュールの検討(2回目)

6月 第16回石山部会を開催

- ・売却条件(地域貢献活動等)の検討(2回目)
- ・開校準備に関する報告等

⇒部会で検討すべき事項が終了するため「部会閉会」を検討

※民間事業者への聞き取り調査(サウンディング型市場調査)とは

民間事業者に対し、石山南小学校の施設の面積や築年数等の情報、地域貢献活動の条件(例:体育館の開放・避難所機能の維持等)を提示し、買い受けの意向や跡地・跡施設の活用方針等を調査するもの。

◆委員からの質問・意見

- 先日、石山地区の町内会や当部会など四者の連名で、札幌市へ「避難所やスポーツ活動の場を維持してほしい」との要望書を提出した。
- 民間事業者への聞き取り調査が2～3月頃に実施されるとのことだが、部会委員として同席して話すことはできないか。
(まちづくり政策局回答)
民間事業者の企業秘密保持のため、部会委員の方の同席はできません。これまでの部会でいただいたご意見を民間事業者に提示した上で、考え等を把握するとともに、買い受けの意向等を確認します。
- 売却条件の検討にあたり、地域の要望をまとめておいた方がよいか。
(まちづくり政策局回答)
地域の要望を全て売却条件にすることは難しいと思いますが、最終的な条件を部会で検討いただきたいと思います。
- 現在、避難所とスポーツ活動の場が地域における跡活用の大きな要望であると思う。これを受けてくれる事業者がいれば良いが、一方でどんな事業者でも構わない、というものではないとも思う。

決定事項

第14回石山部会では以下の方針を確認しました。

両小学校長と両小PTA会長から警察へ提出する通学安全の要望書について、後押しとして部会からも要望書を提出する。

次回部会から跡活用の売却条件に関する検討を開始するとともに、今後の検討スケジュールを決定する。

■ ご意見・ご質問は、下記までお寄せください ■

■ 学校規模の適正化に関すること

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校施設課 (学校規模適正化担当)
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル5階
TEL: 011-211-3836 FAX: 011-211-3837 E-mail: gakkokibo@city.sapporo.jp

■ 避難所に関すること

札幌市危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課 (危機対処計画担当)
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階
TEL: 011-211-3062 FAX: 011-218-5115 E-mail: kikikanri@city.sapporo.jp

■ 跡活用に関すること

札幌市まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 (調整担当)
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階
TEL: 011-211-2545 FAX: 011-218-5113 E-mail: toshikeikaku@city.sapporo.jp

※ 当ニュースは、札幌市教育委員会のホームページにも掲載しています。
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/kentoutiiki.html>